

補助金調書

補助金名	スポーツ大会開催特別補助金				担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課 (TEL 711-4657)
交付先	団体	大会主催者等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		通年		
(公募の場合) 応募要件	補助事業を主催する団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	50	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	大会規模、事業費、レベル、経済波及効果、その他政策的要素を勘案すべきスポーツ大会の開催に対して、必要とする経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	本市をはじめ、日本全体でスポーツの気運が高まる中、大規模なスポーツ大会が本市内で開催されることは、本市のスポーツの振興に大きく寄与し、都市ブランド力の向上にもつながるものである。 また、公益性があること、当面は本補助金なしでは事業の実施(大会の開催)が困難であることから、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補助対象経費」は、補助対象事業の実施に要する経費。ただし、主催者構成員に支払う人件費、団体の経常的な運営経費、有料プログラム作成にかかわる経費、大会開催にかかわる賞金、航空機及び新幹線の特別料金、食料費(事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可)、その他市長が適当でないとするものを除く。 ・「補助金額」は、補助事業の収支差について、補助対象経費の10分の1以内で、予算の範囲内で市長が決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内で補助金の額を別に定めることができる。 				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	7	件	4	件	2
	15,437 千円	17,695 千円		8,168 千円		7,150 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡国際マラソン ○ 全日本選抜柔道体重別選手権大会 ○ U-15全国選抜ジュニアテニス大会 ○ KYUSHU SUN-CUP <p style="text-align: right;">など</p>					
補助金交付 による効果	開催経費の一部を負担することにより、事業内容の充実が図られる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。